

令和4年11月15日

令和4年 第2回

# 東大和市教育委員会臨時会会議録

東大和市教育委員会

## 令和4年第2回東大和市教育委員会臨時会会議録

1. 日 時 令和4年11月15日（火曜日）午後4時00分～午後4時22分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第4・5会議室

3. 出席委員 1番 真 如 昌 美（教育長）

2番 岩 田 圭 子

3番 藤 宮 志津子

4番 内 野 裕 子

5番 鈴 木 一 徳

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

教育部長 小 俣 学 教育部参事兼 小 野 隆 一  
教育指導課長

教育総務課長 斎 藤 謙二郎

6. 書 記

主 事 浅 井 亮 介 主 事 高 萩 亜沙美

○議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 第 4 4 号議案 東大和市立第七小学校・第九小学校統合検討会議設置要綱  
(案) について

第 3 第 2 1 号報告 事務の臨時代理の承認について

第 4 その他報告事項 (1) インフルエンザ治癒証明書の取り扱いについて

---

◎開会の辞

○真如教育長 皆さん、こんにちは。ただいまから令和4年第2回東大和市教育委員会臨時会を開催いたします。

---

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○真如教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、藤宮委員をお願いいたします。

○藤宮委員 かしこまりました。

○真如教育長 今日は傍聴の方はいらっしゃらないので、このまま続けます。

---

◎日程第2 第44号議案 東大和市立第七小学校・第九小学校統合  
検討会議設置要綱（案）について

○真如教育長 日程第2、第44号議案 東大和市立第七小学校・第九小学校統合検討会議設置要綱（案）について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育部長。

○小俣教育部長 ただいま議題となりました第44号議案 東大和市立第七小学校・第九小学校統合検討会議設置要綱（案）についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、東大和市立第七小学校・第九小学校の統合における基本構想の策定を行うため、学校運営協議会委員等で構成する検討会議を設置するものであります。

それでは、お手元の資料、東大和市立第七小学校・第九小学校統合検討会議設置要綱（案）をご覧ください。

第1条、設置は、第七小学校と第九小学校の統合に伴い、東大和市教育委員会が策定する施設整備に係る基本構想の策定に向け、新しい時代の学びを実現する最適な教育環境の在り方のほか、複合化する地域の施設等について検討するため、東大和市立第七小学校・第九小学校統合検討会議を置くとするものであります。

第2条、所掌事務は、施設整備に係る基本構想（案）に関すること及びその他教育委員会が必要と認める事項に関するものであります。

第3条、組織についてであります。第七小学校及び第九小学校の学校運営協議会委員及び特別支援教育関係者とするものであります。なお、学校運営協議会委員につきましては、PTA会長など充て職による委員でありますことから、委員に変更が生じた場合は変更後の委員とするものであります。

第4条、任期につきましては、第2条に定める所掌事務が終了するまでとするものであります。

第5条、委員長及び副委員長は、委員長を第七小学校校長、副委員長を第九小学校校長とするものであります。

第6条、運営につきましては、検討会議は、必要に応じて委員長が招集するとするものであります。

第7条、意見の聴取についてであります。検討会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができるものとしてあります。

第8条、庶務は、教育総務課において処理するものとしてあります。

第9条は、補則として、本要綱に定めるもの以外の必要な事項は、委員長が別に定めるとするものとしてあります。

最後に附則についてであります。この要綱の施行日を令和4年11月15日とし、第2条に定める事務の終了をもって本要綱を廃止するものとしてあります。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いたします。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

藤宮委員。

○藤宮委員 質問ではないんですけども、第9条のところの、この要綱に定める以外とおっしゃったので、私たちと内容が異なっているのでしょうか。

○真如教育長 教育部長。

○小俣教育部長 藤宮委員ご指摘のとおり、第9条の補則は、この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定めるとするものでありまして、私は定めるもの以外のというような言い方をいたしましたけれども、正しくは藤宮委員がおっしゃるこの第9条に記載のあるとおり、この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定めるとするものでございます。

以上でございます。すみません。

○藤宮委員 分かりました。

○真如教育長 ほかにございますか。

内野委員。

○内野委員 この検討会議は、大体どのぐらいの期間でどのぐらいの開催を予定されているかというのがもし今の段階で分かりましたら教えてください。

○真如教育長 教育総務課長。

○斎藤教育総務課長 検討会議の現在での案ですが、期間は今月から、要綱の決定をいただきましてから来年の7月くらいまでの間に全6回程度を予定してございます。

以上でございます。

○内野委員 ありがとうございます。

○真如教育長 ほかにございますか。

教育部長。

○小俣教育部長 補足をいたしますけれども、2枚目に検討会議の委員の一覧がございます。学校長等ということで、第七小学校長を委員長といたしまして、校長、副校長4人の方がまずいらっしゃいます。その次に第七小学校の学校運営協議会の委員のメンバーの皆さん、いろいろな地域の方、多角的にいろいろな方が入っていらっしゃるそういうメンバーということでございまして、保護者も当然入っていますし、地域の皆さんで学校づくりというような観点で考えれば、この学校運営協議会の皆さん入っていただくことは大事な事かと思っております。それと第九小学校の学校運営協議会の委員の皆さん、こちらも地域の方も含めて、自治会長もそうですが、いろいろな観点での皆さんが入っていらっしゃいます。

それから、新しくつくる学校には、特別支援教育関係で充実をしていくようにと、市長がすごくそこは思いがありまして、ここのメンバーにぜひそういう関係者の方を入れるべきとご指示もありまして、この方に入っていただくことになりました。

それから、回が進むに当たりましては、学識の関係で大学の先生にもその学校が新しくできるときのデザインとかいろいろ配慮する点とかいろいろな視点で随時必要に応じて来ていただいて、皆さんや子どもたちに新しい時代の学びとか必要な教育環境をつくっていきます。そういうためにいろいろな方、必要に応じて入っていただくことを考えております。

あと、この会議ですけれども、新しい学校をつくるに当たっては、地域の施設や集会所とかが入る可能性ももちろんありまして、そのようなときには、地域にある施設の利用者にも随時入っていただくようなことも考えております。これからは、せつかく子どもたちのためにつくる学校ですので、とてもいい学校をつくりたいと思っております。

そういうことで、メンバーについてもお話をさせていただきましたし、あと事務局としては、関係者が一堂に入っております。地域の施設などもありますので、一番下には企財部、市長部局の課長も入っています。あとは学校、教育部の課長職みんな入るような、みんなで作っていくという、教育部でつくっていくという、そのように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○真如教育長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第44号議案 東大和市立第七小学校・第九小学校統合検討会議設置要綱（案）について、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決めます。

---

### ◎日程第3 第21号報告 事務の臨時代理の承認について

（この間非公開）

○真如教育長 では、先に進みます。

---

### ◎日程第4 その他報告事項

○真如教育長 日程第4、その他報告事項を行います。

報告事項（1）インフルエンザ治癒証明書の取り扱いについて、本件の報告をお願いいたします。

教育総務課長。

○齋藤教育総務課長 それでは、ただいまのインフルエンザ治癒証明書の取り扱いについてご説明をさせていただきます。

資料その他報告（１）のほうをご覧ください。

こちらは、教育委員会から東大和市の医師会のほうに出させていただいた文書となります。季節性インフルエンザ、通常申しておりますA型、B型と言われるものです。その季節性インフルエンザには、鳥インフルエンザ等を含まないんですけれども、季節性インフルエンザの場合に、国のほうから通知がございまして、治癒をして再登校する際に、今まで当市の場合には、医師会が無償で提供する治癒証明書というのを持って登校をしておりました。ただ、国からここで通知がございまして、その治癒証明書を医師に求めることがないよということなんです。理由といたしましては、新型コロナウイルスの感染、インフルエンザの感染が見込まれるところから、医療機関の逼迫を防ぐためということになってございます。

お手元資料の記と書いてあります下のところをご覧ください。

その場合に、いつになったら登校をして良いのかという基準になりますが、学校保健安全法施行規則というものの中に、第19条第2項、その中のイ、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあっては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまでとなつてございます。医師会と調整をいたしまして、この内容でいいでしょうということでご理解がいただけたので、今回この通知を学校に送りまして、対応をしたいと思えます。

1枚おめくりください。

こちらのほうが学校を通じて保護者さんに出していただくものになります。上半分は、発症後5日、かつ、解熱後2日の考え方の表になってございます。登校に当たりましては、口頭ですと後ほど問題が発生するおそれがありますので、登校届というものを保護者さんに書いていただいて、その中に発症日、解熱日、出席停止期間等をご記入いただいて、お子さんに持たせていただいて登校をしていただく、そういうふうになってございます。

では、そこから2枚おめくりください。

2枚おめくりいただきますと、こちら国のほうの通知になります。左のページになりますが、左の記、1番で新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応についてというところで、こちらが今回の国の通知になるん

ですが、こちらの（２）のところ、特に、過日の事務連絡において、新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮を要請したところですが、新型コロナウイルスのほか、季節性インフルエンザについても、医療の逼迫を回避するため、療養開始に当たってまたは療養期間終了後に学校に出勤、登校するに当たって、医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を求めることがないようご注意ください、そういった形で国から通知がございましたので、こういった対応に変更するものでございます。

説明のほうは以上となります。よろしく申し上げます。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

岩田委員。

○岩田委員 この登校届というのは、どの段階で保護者の方が受け取るようになるんですか。

○真如教育長 教育総務課長。

○斎藤教育総務課長 こちらについては、学校のほうに送りまして、保護者さんのほうへは先にお渡しする形になるかと考えてございます。

○真如教育長 岩田委員。

○岩田委員 前もってお渡しをしておくということですか。

○真如教育長 教育総務課長。

○斎藤教育総務課長 はい。あらかじめです。あるいは学校さんの工夫でホームページに載せていただくとか、また市のホームページのほうに掲載する、そのあたりは検討してまいりたいと思います。

○真如教育長 岩田委員。

○岩田委員 特にこの様式でなくても、自分でダウンロードして書いて持たせるという形でいいということですね。分かりました。ありがとうございます。

○真如教育長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 なければ、終了いたします。

---

### ◎閉会の辞

○真如教育長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了い

たしました。

これもちまして令和4年第2回東大和市教育委員会臨時会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

午後 4時22分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長 真如 昌美

会議録署名委員 藤宮 志津子